大阪市告示第1495号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター	令和7年11月10日(月)	午前3時から
第1体育場	令和7年11月17日(月)	午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年月	日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年11月5日 同月7日	(水) から(金) まで	
	令和7年11月11日 同月13日	(火) から	午前9時から
	令和7年11月18日	(火) から	午後10時まで
		(金) まで	
	令和7年11月26日 同月28日	(水)から(金)まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)